

第 2 章 保護預り約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、当社とお客さまとの間の有価証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 （保護預り証券）

- (1) 当社は、金商法第 2 条第 1 項各号に掲げる有価証券のうち市場性のあるものに限り、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの有価証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- (2) 当社は、上記(1)によるほか、お預りした有価証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3) この約款に従ってお預りした有価証券を以下、「保護預り証券」といいます。

第3条 （保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券については、当社または当社が指定する保管機関等において安全確実に保管します。
- ② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④ 上記③による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条 （混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。

- ① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- ② 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券の預りまたは返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

第5条 （保護預り証券の口座処理）

- (1) 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
- (2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- (3) 当社は上記(2)のうち、他の金融商品取引業者等の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の手数料をいただきます。

第6条 （担保にかかる処理）

お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合のみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第7条 （お客さまへの連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

- ① 名義書換または提供を要する場合には、その期日
- ② 最終償還期限
- ③ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に送付している場合には取引残高報告書による報告

第8条 （名義書換等の手続きの代行等）

- (1) 当社は、依頼があるときは、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 上記(1)の場合は、所定の手数料をいただくことがあります。

第9条 （償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、請求に応じて支払います。

第10条 （保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還を請求するときは、当社所定の書類に所要事項を記載のうえ届出印を押捺して提出して下さい。

第11条 （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きを待たずに保護預り証券の返還の請求があったものとして取扱います。

- ① 保護預り証券を売却される場合

- ② 当社が第9条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第12条 (契約の解約)

総合取引約款第19条の2の規定に該当したときは、この契約は解除されます。

第13条 (公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査および通知はしません。

第14条 (個人情報等の取扱い)

米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)